

質 疑 ・ 回 答 書

令和2年7月20日

発注番号	01GCY-1	件 名	市立ひらかた病院内・院外洗濯委託・基準寝具等賃貸借 (合併)
No.	質 疑 事 項		回 答
1	現在院内洗濯業務に従事する人員は何名でしょうか。		3~4名程度です。
2	院内洗濯物・院外洗濯物の不潔は各箇所にてリネンバッグごとに分けて頂けるのでしょうか。		不潔は各箇所に設置しているリネンカゴに入れています。
3	院外洗濯物・院内洗濯物の納品・回収個所はそれぞれ何か所でしょうか。		院内洗濯物に関しては地下1階洗濯室まで発注者が搬入します。 院外洗濯物についてはリネンカゴ院内28箇所の回収を受注者が行うこととしています。
4	院内洗濯物には定められた納期はあるのでしょうか。 ※当日出された洗濯物はいつまでに納品すれば宜しいのでしょうか。(中1日等にてお答え頂きたいです)		市立ひらかた病院院内・院外洗濯委託仕様書の6.業務詳細内容の(1)③(ア)~(カ)に明記している時間内に洗濯~納品をお願いします。 (当日納品となります。)
5	院外洗濯物の補修についてその費用は貴院へ請求できるのでしょうか(受任者の過失ではない場合)		掛布団・ベッドパット・枕・包布・シーツ・枕カバーの破損については、実費弁償を行います。 (発注者の過失により破損したと確認できた場合)
6	院外洗濯において第三者委託する場合、いつのタイミングで発注者の承諾を得れば宜しいのでしょうか。		契約締結後に、発注担当課に承諾を得てください。
7	基準寝具・当直寝具の仕様において肌掛布団がありませんが、交換の必要は無いのでしょうか。		肌掛布団は必要ありません。
8	基準寝具A・基準寝具B・当直寝具・ベビー寝具はそれぞれ何床ありますかでしょうか。		基準寝具A : 335床です。 基準寝具B : 5床です。 当直寝具 : 31床です。 ベビー寝具 : 19床です。
9	患者用病衣は1週間に2回(7~9月は4回)とありますが、院外工場からの集配便を週2回ないし4回実施するとの認識で宜しいでしょうか。		院外工場からの集配便を週2回ないし4回実施するようお願いいたします。
10	新規入院患者はその都度、当直用シーツは毎日1回交換とありますが、受注者スタッフが新規入院患者のベッドメイクを実施するとの認識で宜しいでしょうか。		新規入院患者のベッドメイクは必要ありません。
11	前回入札時の契約期間は5年でありましたが、今回は3年となっております。どのような理由によってでしょうか。		人件費等を考慮し、5年での長期契約が適さないと判断したためです。

12	前回入札時の院内洗濯予定数量が減少しておりますが、何らかの理由があるのでしょうか。	契約期間を5年から3年に変更したためです。
13	院内に配置する従業員について、現在は何人工で作業を行っていますでしょうか。 また、何人以上配置させないといけない等の決まりはありますか。	3~4名程度です。 人数の規定は特にございません。
14	当直室のシーツ交換を行うベッド数は何ベッドありますか。 また、当直室の配置図はございますでしょうか。	当直室：31床です。 契約締結後に、配置図をお渡しいたします。
15	委託された業務を第三者に再委託してはならないとありますが、自社工場と同様の要件を満たしていた場合でも再委託は不可でしょうか。	仕様書要件を満たしており、発注担当課と協議の上承認されれば、書面により承諾いたします。

枚方市 総務部 契約課

TEL：072-841-1345、FAX：072-841-2015

E-mail送付先：keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp（工事）
keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp（委託）
keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp（物品）